

# 官民連携事業の推進及び地域活性化に資する多様な投資等のあり方等について

## <目的> 社会資本整備等のための官民連携事業における地域活性化投融資の実現方策等の検討

官民連携事業の案件形成の推進及び地域活性化を推進するため、多様な地域主体による投資等のあり方等を検討した。

## <結果> 地域活性化投融資目的の特定性、具体性を向上させ、社会的なリターン向上を図ることが有効であり、これにより、新たな分野の開発が求められる

**【地域活性化に資する新たな投融資の可能性】** 地域活性化に資する投融資では、経済的リターンが相対的に低い場合でも資金調達が可能で例があり、このように対象事業の社会的意義に対する共感等、単純な経済的価値とは異なる価値「社会的リターン」を重視して投融資する仕組みを「地域活性化投融資」と定義する。(図表1)。

### 【社会的・経済的リターンの考え方】

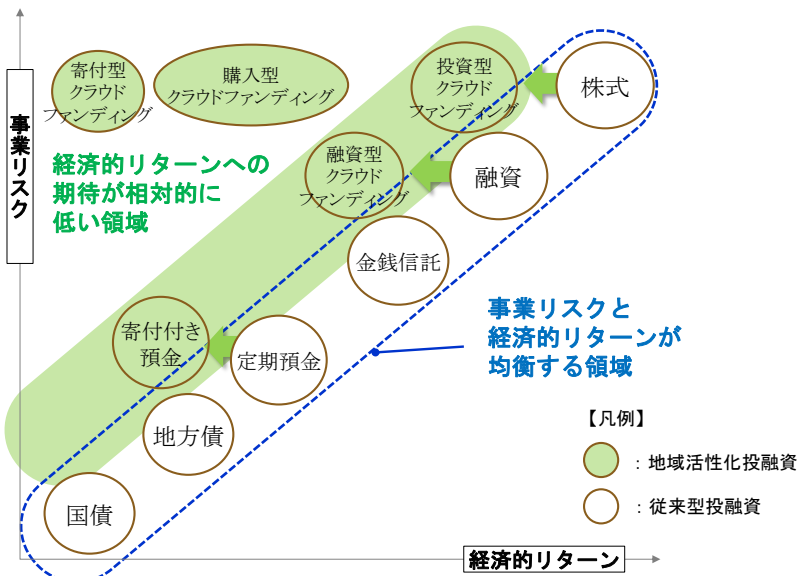
- 例えば、ミニ公募債や震災復興向け合同運用指定金銭信託の場合、社会的意義を特定することで経済的リターンに変化はないが、社会的リターンが向上。また、寄付付き預金では、経済的リターンが低下する一方、社会的リターンが向上する。
- ⇒ 目的の特定性・具体性が向上することにより、社会的リターンが向上する

### 【地域活性化投融資の特定性と具体性の向上方策】 目的の特定性・具体性の向上方策として、以下が考えられる(図表2)。

- 社会的リターンを伴う事業に対して直接投融資する。
- 経済的リターンを伴う事業に投融資し、その経済的リターンの一部(又は全部)を社会的リターンを伴う事業に寄付する。  
(ex. 他事業収益を特定地域の公益性の高い事業に寄付等)
- 社会的リターンを伴う事業に関連する金銭価値以外のリターンを提供する。  
(ex. 感謝状・記念品の贈呈、記銘・顕彰、非公開イベントへの招待、限定品・非売品の提供等)

**【促進方策(案)】** 地域活性化投融資の活用については、①官民連携事業者：地域活性化投融資による事業の付加価値付け、②金融市場：規模の経済メリットの活用、③地域投資家：多様な資金調達手法の活用による事業サポート、④行政：地域活性化投融資の普及促進、など各関係主体の役割分担が重要。

図表1 従来型投融資と地域活性化に資する新たな投融資との関係(イメージ)



図表2 社会的・経済的リターンの考え方と新たな仕組みの検討(イメージ)

